

2. 県 政 沿 革

明治以前(幕政の頃)

本県大和国は、郡山一柳沢氏151,288石、高取一植村氏25,000石、柳本一織田氏10,000石、芝村一織田氏10,000石、櫛羅一永井氏10,000石、小泉一片桐氏11,000石、柳生一柳生氏10,000石、田原本一平野氏10,000石の8藩に分封管治され、その他、和歌山一徳川氏、津一藤堂氏、久居一藤堂氏、大多喜一松平氏、壬生一鳥居氏の5藩の分邑と高取藩預かり所、奈良奉行及び133カ所の代官、旗本、宮堂上、神社、寺院、社家等に分属していた。

明治維新によって明治元年大和鎮台、同年旧奈良奉行支配地等を所管するため奈良県が置かれ、奈良県政の一步をしるした。さらに明治4年の廃藩置県により、奈良県は大和国一円を所管することになる。しかしながら、同9年堺県と合併、同14年大阪府に編入され、明治20年大阪府から独立するまで、一時奈良県は姿を消すことになり、現在の奈良県の開設は、明治20年12月1日に最初の基礎を固めたのである。

[県政略年表]

- | | |
|-----------|---|
| 慶応4年1月21日 | 大和鎮台が設置され、のち2月1日大和国鎮撫総督府と改称した。 |
| 5月 | 高取藩預かり所、奈良奉行所及び133カ所の代官所、旗本、神社、寺院、社家管理領等を奉還する。 |
| 5月19日 | 奈良県を置き(知事に春日仲襄)これを管領する。 |
| 7月29日 | 奈良県は奈良府と改称した。 |
| 明治元年9月8日 | 明治と改元。 |
| 2年6月17日 | 各藩は版籍を奉還し、それぞれ知藩事を置く。(～24日) |
| 7月17日 | 奈良府は奈良県と改称する。 |
| 3年2月27日 | 奈良県の一部(旧宇智、吉野郡)を分け五條県を置く。 |
| 4年7月14日 | 廃藩置県により大和国内に奈良県、五條県のほか、郡山県、高取県、小泉県、柳生県、田原本県、柳本県、芝村県、櫛羅県、和歌山県、津県、久居県、壬生県、大多喜県が誕生する。 |
| 11月22日 | 奈良・五條を含む15県を廃し、奈良県を設置、県内を添上・添下・平群・山辺・式上・式下・十市・宇陀・高市・広瀬・葛上・葛下・忍海・宇智・吉野の15郡に分け統轄(県令に四条隆平)する。(時に県庁は添上郡奈良町、石高50万石余、戸数95,866、人口418,326人〔地方沿革略譜から〕) |
| 9年4月18日 | 奈良県が堺県に合併される。 |
| 14年2月7日 | 堺県が大阪府に合併される。当時大和15郡を4郡役所で所管する。(時に183町、1,306村) |
| 20年11月4日 | 大阪府から分離して奈良県が置かれる。(「明治20年奈良県統計書」によれば、郡数15、町188、村1,316、戸数89,962、人口491,185人。) |
| 12月1日 | 奈良県開庁。(知事に税所篤) |
| 27日 | 第1回奈良県議会議員35名の当選を告示する。 |
| 21年1月9日 | 第1回奈良県議会、東大寺大仏殿廻廊で開会する。 |
| 22年4月1日 | 町村制の施行。(10町142村2組合村) |
| 28年12月15日 | 県庁舎が落成する。 |
| 30年8月1日 | 郡制の実施、添下・平群を合わせて生駒郡、式上・式下・十市を合わせて磯城郡、広瀬・葛下を合わせて北葛城郡、葛上・忍海を合わせて南葛城郡とし、添上郡、山辺郡、宇陀郡、高市郡、宇智郡、吉野郡を合わせて10郡となり、各郡に郡役所を設置する。 |
| 31年2月1日 | 添上郡奈良町に市制を施行する。 |
| 大正12年4月1日 | 郡制を廃止する。 |
| 15年7月1日 | 郡役所を廃止する。 |
| 昭和22年4月5日 | 知事公選制となる。 |
| 30年9月17日 | 地方事務所廃止。 |
| 40年3月18日 | 新県庁舎竣工。 |